

## 法学研究科と海外の大学の協定に基づく留学プログラム

詳細は、指導教員と相談のうえ、法学部事務室にお問い合わせください。

下記以外の留学プログラムについては、衣笠国際教育センター(明学館1階)にお問い合わせください。

### <交換留学>

法学研究科と学生交換協定を締結している海外の大学へ原則1年間 留学する制度です。派遣先においては学位取得を目的としないフルタイムの学生として、英語によって行われる授業を受講することができます。派遣先によっては語学力を満たしている場合、正規科目を受講できます。

出願条件: 交換期間開始時までには本学において少なくとも1学年以上の学修を修了し、GPAが4.0以上であること。

出願時期: 指導教員と相談のうえ、春学期入学の場合は前年度の9月末までに、秋学期入学の場合は前年度の3月末までに法学部事務室に申し出ること。

単位認定: 法学研究科の規程に基づき、10単位を上限として、修了に必要な単位として認定する場合がある。

授業料等: 本学の規程に基づき、本学に納入。

### <特別研究学生>

法学研究科と特別研究学生相互受入協定を締結している海外の大学へ、授業科目の履修ではなく研究指導を受けることを目的に、特別研究学生として派遣する制度です。

出願書類: 願書・指導教員の推薦書・研究計画書 等

受入期間: 受入日から起算して4ヶ月以内。 韓国の大学についてはお問い合わせください。

単位認定: なし。

研究指導に関わる費用: なし。

## その他

留学プログラムの他に、協定に基づく大学院推薦入試があります。

### <大学院推薦入試>

専門科目及び入学先の言語に関して高い能力を有する学部生または大学院生を、法学研究科が法学研究科と大学院推薦入学協定を締結している海外の大学へ推薦し、推薦先の入学試験を受験し合格した場合、入学先において正規学生として研究指導・教育を受け、学位論文を提出して修士の学位または博士の学位を取得することができます。

推薦要件: 修士課程へ入学する場合は立命館大学法学部において4回生に在籍し、卒業見込みの者で、入学時には卒業していること。博士課程へ入学する場合は立命館大学法学研究科博士課程前期課程2回生に在籍し、修了見込みの者で、入学時には修了していること。

中国の大学 = 中国語6級または同等の能力を有すること。

韓国の大学 = 韓国語3級または同等の能力を有すること。

推薦時の提出書類: 研究計画書・志望理由書・修士論文もしくは博士論文の概要 いずれも入学先の言語にて作成すること。

学部長または研究科長による推薦書 等

推薦時期: 本入試を希望する場合は、指導教員と相談のうえ、春学期入学の場合は前年度の9月末までに、秋学期入学の場合は前年度の3月末までに法学部事務室に申し出ること。

授業料等: 推薦入学者が入学先の大学院に対して納入。

協定一覧

派遣国	派遣大学	協力協定	交換留学 (学部・大学院)	特別研究学生	大学院推薦入試 (前期課程・後期課程)
中国	中国人民大学法学院				
中国	上海交通大学凯原法学院				
中国	南京大学法学院				
中国	清華大学法学院				
台湾	国立台湾大学法律学院			-	-
台湾	国立政治大学法学院				-
韓国	韓国中央大学校法科大学院				
韓国	全南大学大学院人類学科	-	-		-